

令和7年度

足寄町まちづくり活動支援補助金募集要綱

【募集期間】 令和7年4月11日（金）～令和7年5月9日（金）

1. 足寄町まちづくり活動支援補助金とは

この制度は、町民の皆さんのまちづくりに対する“想い”や“気付き”を実現させるために取り組むもので、町民の皆さんの主体的なまちづくりへの参加や新たな目線でのまちづくり活動が進められることを期待し、協働による魅力的なまちの実現を目指す目的で行うものです。

2. 補助対象となる団体

次の全てに該当する団体が対象となります。

- ・ 法人格を有していないこと。（特定非営利活動法人はこの限りではない。）
- ・ 構成員数が3人以上で、その過半数が町内に在住、在勤、在学していること。
- ・ 未成年者のみで構成する場合は、保護者又は教員等が参画していること。
- ・ 宗教活動、政治活動、選挙活動及び営利を目的とした活動を行っていないこと。
- ・ 法令等に違反する活動や公益を害するおそれのある活動を行っていないこと。

※企業や、既に町から活動に対する交付金を受けている自治会等の組織は補助対象としません。あくまでも“自主的に地域づくりや課題を解決する”などの活動に取り組む意志を持った任意のグループ（団体）の活動を支援します。

ただし、**自主防災組織の育成・強化に係る活動を自治会等が行う場合は補助対象**となります。

3. 補助対象となる活動

次の要件を満たす、公益的かつ新たなまちづくり活動が対象となります。

- ・ 町内で実施される活動
- ・ 地域の課題などに自主的に取り組む活動や地域の活性化等につながる活動
- ・ 環境、福祉、文化、スポーツ、その他の各分野における町民を対象にしたまちづくり活動
- ・ その他町長が対象として認める活動

次に掲げる活動は、補助対象になりません。

- ・ 活動の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する活動
- ・ 国、北海道又は町の他の補助制度や交付金対象となる活動
- ・ その他町長が適当でないと認めた活動

※「公益的」とは、不特定かつ多数の者の利益に寄与するもので、自己や特定団体のみの利益に貢献するものではありません。

※新規・継続を問わず、補助対象団体が実施する事業や活動が補助対象となります。

4. 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、応募事業に直接必要となる経費です。ただし、次に該当する経費は、補助の対象になりません。

- ・ 団体の維持、運営に要する経費
- ・ 団体の構成員の人件費
- ・ 不動産の取得経費
- ・ その他町長が適当でないと認めた経費

※対象経費は、事業に直接必要となる「使用料及び賃借料」「講師謝礼」「交通費」「消耗品費」「印刷製本費」「通信運搬費」「保険料」などが考えられますが、補助決定を受ける前に支出した経費は対象外となる場合があります。

その他適当と認められない経費として、参加者各自に帰属する経費（景品や参加賞的なもの）などが考えられます。

5. 補助金の額及び交付の期間

補助金の額は、補助対象経費の総額から対象活動の実施に伴う収入を除いた額の10分の10以内で、**30万円を上限**とします。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てとします。

また、補助金の交付の期間は、同一団体が申請する同一事業に対して連続する**3年を限度**とします。

6. 補助対象となる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施される活動が補助の対象となります。

※今年度すでに着手している事業や活動も申請が可能です。

7. 応募の相談

制度の内容や申請書の書き方など、ご不明な点がございましたら、まちづくり推進課地域振興室（役場2階）へご相談下さい。

8. 応募方法

申請に必要な書類をそろえ、募集期間中にまちづくり推進課地域振興室へ直接提出してください。

お持ち頂いた際に、活動の内容についてお聞きすることがあります。

募 集 期 間	令和7年4月11日（金）～令和7年5月9日（金） 平日8時35分～17時05分（12時～12時45分は除きます。）
提 出 場 所	まちづくり推進課地域振興室（役場2階） ※郵送・FAXでの提出はできません。
提 出 書 類	① 補助金等交付申請書（別記第1号様式） ② 活動計画書 ③ 活動収支予算書 ④ 団体の概要調書 ⑤ その他説明に必要なもの ※①から④の様式は、町ホームページからダウンロードできます。 https://www.town.ashoro.hokkaido.jp/ ※提出書類等は返却いたしませんので、必要な場合はコピーをとってから提出してください。

※応募事業の審査の結果、予算に残額がある場合は、再度期間を設けて追加募集を行います。

※自主防災組織の育成・強化に係る活動については、予算の範囲内において、募集期間を問わず随時応募を受付いたしますので、まずはまちづくり推進課地域振興室までご相談ください。

9. 審査基準・選考

次の基準で審査を行い、予算の範囲内で補助対象とする活動を決定します。

- ・ 不特定かつ多くの町民の利益、または社会の利益につながるものであるか
- ・ 独自の発想や新たな視点から提案されたものであるか
- ・ 実行可能な方法、予算、スケジュールとなっているか
- ・ 事業の効果に対し、補助金の申請額は妥当であるか

10. 審査結果の通知・補助金交付の決定

審査の結果は、応募があった全ての団体に通知します。

補助金の交付は、原則として事業完了後の精算払いとなりますが、事業の実施に当たり必要と認められる場合は、補助金の概算払いを行います。概算払いを希望する場合は、補助金等概算払申請書（別記第5号様式）により、町に概算払いを請求してください。なお、事業を実施した結果、概算払い額を確定金額が下回った場合、超過分を戻入していただきます。

11. 事業実施後の手続き等

事業完了の日から起算して 30 日以内、または令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（別記第 6 号様式）に次の書類を添えて提出してください。

- ・ 活動報告書
- ・ 活動収支決算書
- ・ 活動に要した経費に係る領収書等

町は、提出された書類をもとに補助金額を確定し、団体に通知します。

なお、虚偽その他不正による補助金の交付を受けたとき、又は補助金交付決定の内容や付した条件に反したときは、期間を定めて補助金の全部または一部の返還を命じます。